美浜町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年5月

美浜町教育委員会

目　　次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	2
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管・健康確保措置の内容	3
5	今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨、現状

(1)　計画の趣旨

美浜町教育委員会は、子どもたちが次代の担い手として、自らを人生の主役として夢と希望を持ち、主体的に学び、心豊かにたくましく育つことができるよう、義務教育9年間を見通した連続性のある教育な用の充実と魅力ある学校づくりに努めている。

これらの実現には、教職員が専門性を十分に発揮し、働きがい(ワーク・エンゲイジメント)を感じながら職務に専念できる環境の整備が極めて重要である。

本計画は、美浜町立小中学校における教育職員の業務の見直しと効率化を推進することで、教職員がワーク・ライフ・バランスを適切に保ち、より質の高い教育活動を行うことを目指し、公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

(2)　本町の現状

○ 本町では、令和2年度よりICカードによる出退勤記録を開始した。また令和2年に「美浜町立学校管理規則」において在校等時間の上限を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいる。

○ 本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

	月 45 時間 以上の割合	月 80 時間 以上の割合	年360時間 以上の割合
小学校	19．6%	1．8%	46．1%
中学校	21．9%	6．3%	66．7%

2 目標

(1)　時間外在校等時間に関する目標

・ 1ヶ月時間外在校等時間が45時間以上の割合を0%にする。
・ 1年間時間外在校等時間が360時間以上の割合を0%にする。

(2)　ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標(令和6年度)

教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

・　年間の年次有給休暇の平均取得日数15日以上を維持する。（16日）
・　ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10％以下にする。（11．3％）
・　ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を80％以上にする。（73．6％）

3　計画の期間

令和８年度（2026年度）　～　令和11年度（2029　年度）

4　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

（1）　「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ　学校以外が担うべき業務

①　登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
・　保護者や地域住民による通学路の見守り活動を継続、推進する。
・　各学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しについて検討する。

②　放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
・　放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
・　補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③　学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
・　学校徴収金について、教材費等補助による徴収額の縮減を維持するとともに、学校の徴収業務の軽減を図るため、集金システム等の導入について検討する。

④　地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
・　地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等について、特定の職員に負担や責任が集中しないよう、役割分担を促す。

⑤　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
・　美浜町教育委員会教育課において対応の支援を行う。
・　通話音声録音機能付き電話機の導入について検討する。

ロ　教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答

・ 調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

・ 教育委員会と民間事業者が連携し、ウェブサイトの管理を支援する。

・ 学校保護者間連絡ツールを活用し、学校から保護者への連絡等の効率化を図る。

⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

・ 教育委員会と民間事業者が連携し、保守・管理及び活用を支援する。

⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

・ 体育館等の地域開放施設の管理業務については、教育委員会が行う。

⑩ 校舎の開錠・施錠

・ 教室などの戸締りや見回り、校舎の開錠・施錠は役割分担をして、一部の職員に負担が集中しない環境を整備する。

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

・ 町採用講師（町単講師）や教員業務支援員の参画により、学級担任等の負担軽減を促進する。

⑫ 校内清掃

・ 校内清掃は、回数や範囲の合理化等を検討する。

⑬ 部活動

・ 部活動における休養日・練習時間の設定や部活動指導員の配置等により教育職員の負担軽減に取り組むとともに、部活動の地域展開・地域連携について検討する。

ハ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭ 給食の時間における対応

・ 日常の給食の時間においては、学級担任等が町採用講師（町単講師）と連携して対応（指導）にあたる。

・ 食に関する指導については、町栄養士と学級担任等が連携しながら実施する。

⑮ 授業準備

・ ICT機器やデジタル教材等の活用、教員業務支援員や町採用講師（町単講師）との連携により負担軽減および効率化を図る。

⑯ 学習評価や成績処理

・ 校務支援システムや自動採点システムを積極的に活用し、成績処理等における負担軽減を図る。

⑰ 学校行事の準備・運営

- 学校行事の精選を行うとともに、保護者や地域との連携、準備や運営の効率化を促進する。

⑱ 進路指導の準備

- 進路に関する資料の整理や掲示等については、教員業務支援員や事務職員との協働を促進する。

⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1，086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、教職員間の情報共有や家庭連絡等を効率化し「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を60%にする。
- 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の導入について検討する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員には、医師による面接指導等必要な取組を実施する。
- 終業から始業まで 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

・　夏季休業中に一斉閉庁期間を設定する。

5　関連する取組、今後のフォローアップについて

・　取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、美浜町教育委員会のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
・　学校での児童生徒等の支援に当たる専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
・　時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標は本町で実施しているストレスチェックの結果から把握する。
・　教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
・　各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
・　保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。